

59 所得税・住民税等の軽減措置

障害者本人又は障害者の扶養者等は、次の税制上の軽減措置が受けられる場合があります。

1 対象者

身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方、その扶養者等

2 対象となる軽減内容、申請先

内容	申請先
所得税の軽減	税務署
住民税（県民税・市民税）の軽減	碧南市役所 税務課 市民税係
固定資産税、都市計画税の減免	碧南市役所 税務課 固定資産税係
相続税の軽減	税務署
贈与税の軽減	税務署
マル優制度（利子等の非課税制度）	金融機関
個人事業税の免除	県税事務所
障害者を雇用する事業主の税制優遇措置 （所得税、法人税等）	税務署

3 その他

障害者の状態等により細かい要件があります。詳しくはそれぞれの申請先にお尋ねください。

60 自動車税・軽自動車税の軽減

身体障害、精神障害又は知的障害があり、歩行することが困難な方が所有・使用する一定の自動車について、減免制度があります。

1 対象者

手帳種別及び障害の区分		減免の対象となる範囲		
		身体障害者自身が運転する場合	身体障害者と生計を一にする(注2)者又は身体障害者を常時介護する(注3)者が運転する場合	
身体障害者手帳	視覚障害	1級～4級	1級～4級	
	聴覚障害	2級、3級	2級、3級	
	平衡機能障害	3級	3級	
	音声機能障害	3級(咽頭摘出の場合に限る)		
	上肢不自由	1級、2級	1級、2級	
	下肢不自由	1級～6級(注1)	1級～3級	
	体幹不自由	1～3級、5級	1級～3級	
	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能	1級、2級	1級、2級
		移動機能	1級～6級(注1)	1級～3級
	心臓・じん臓・呼吸器・小腸・肝臓・ぼうこう・直腸・免疫機能障害	1級～4級	1級～3級	
精神障害者保健福祉手帳		1級	1級	
療育手帳		A判定	A判定	
愛護手帳		1度、2度、A判定	1度、2度、A判定	

○2以上の障害がある場合は、総合等級でなく、それぞれの障害の級別で判断します。

(注1) 障害の項目が7級で、かつ、他の障害を有することにより身体障害者手帳の交付を受けている方については、障害の級別を6級とします。

(注2) 「生計を一にする」とは、日常生活の資を共通にしていること。

(注3) 「常時介護する」とは、障害の方のみで構成される世帯の障害者の方の自動車を専ら障害者の方のために継続して日常的に運転する場合が該当します。

2 自動車の範囲

- (1) 身体、精神又は知的障害者自身が運転する場合…専ら身体、精神又は知的障害者が使用するもの
- (2) 身体、精神若しくは知的障害者と生計を一にしている者又は常時介護する者が運転する場合…障害者の通学、通園、通院、通所又は生業のために使用するもの
- (3) 所有者は障害者本人に限り（※）、1人1台まで。

※18歳未満の身体障害者又は精神若しくは知的障害者の場合は、所有者がその方と生計を一にする者でも可。また、所有権留保付自動車など、障害のある方が使用者（＝納税義務者）でも減免の対象となる場合があります。詳しくはお問い合わせください。

3 申請先・問い合わせ先

- (1) 自動車税
西三河県税事務所（岡崎市）（電話 0564-27-2712）
- (2) 軽自動車税
碧南市役所 税務課管理係

4 申請に必要なもの

(1) 自動車税・軽自動車税

区分	提出するもの			提示するもの		
	住民票(マイナンバー省略)	生計同一証明書(注3)	常時介護証明書(注3)	障害者手帳等	運転者の運転免許証	自動車検査証(自動車検査証記録事項)(注2)
障害者自身が運転する場合				○	○	○
生計を一にする者が運転する場合	運転者と障害者が同一世帯にある場合	○ 注1		○	○	○
	運転者と障害者が同一世帯にない場合		○	○	○	○
常時介護する者が運転する場合			○	○	○	○

注1 障害者・自動車の所有者及び運転者の続柄が記載された、同一世帯であることが確認できる住民票

注2 既に所有している自動車を減免する場合は減免申請時に、また、減免申請後に自動車を購入（登録）する場合は購入（登録）後に、自動車検査証（自動車検査証記録事項）の提示が必要です。

第8章 税金・公共料金等の減免・割引等

注3 生計同一証明書及び常時介護証明書は、身体障害者及び知的障害者は市役所福祉課、精神障害者は衣浦東部保健所で申請をしてください。

身体障害者及び知的障害者の方の申請は、次のとおりです。

精神障害者の方は、詳しくは衣浦東部保健所（電話 21-9337）にお問い合わせください。

ア 生計同一証明書

運転者と障害者が税法上の扶養関係又は社会保険において扶養関係にあることを確認し、これを証明します。申請に必要なものは、次のとおりです。

(ア) 身体障害者手帳又は療育手帳

(イ) 運転される方の免許証

(ウ) 自動車検査証（自動車検査証記録事項）※新規で購入する場合は不要です。

(エ) 障害者の健康保険資格を証明する書類（税法上の扶養関係にない場合）

イ 常時介護証明書

障害者のみで構成される世帯に属する障害者が、通学、通院、通所又は通勤のため、一年以上継続して週3回以上の介護者運転による自動車利用が必要であることを確認し、これを証明します。申請に必要なものは、次のとおりです。

(ア) 運行計画書（※）

(イ) 運行計画証明書（※）

(ウ) 誓約書（※）

(エ) 身体障害者手帳又は療育手帳

(オ) 運転される方の免許証

(カ) 自動車検査証（自動車検査証記録事項）※新規で購入する場合は不要です。

（※）様式は福祉課窓口でお渡しします。

(2) 軽自動車税

ア 申請者（納税義務者）のマイナンバーが分かる書類の原本（マイナンバーカード又は通知カード等）

イ 身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・療育手帳等

ウ 運転される方の免許証

エ 自動車検査証（自動車検査証記録事項）

オ 生計同一申立書・常時介護申立書（同一世帯でない場合）

※用紙は税務課窓口でお渡しします。

5 減免申請の提出期限

(1) 自動車税

ア 新規購入する場合：運輸支局に新規登録を行うときまで

イ ナンバー交付済みの車両を購入または車両の定置場を県内に変更する場合：翌年度の5月31日（納期限）まで

ウ 4月1日現在で所有している車両の場合：5月31日（納期限）まで

(2) 軽自動車税

4月1日から5月31日（納期限）まで ※納付する前までに申請してください。

6 その他

- (1) この記載以外にも、障害者の状態等により細かい要件があります。また、構造上身体障害者の利用に専ら供するためのものと認められる自動車等のうち、必要があると認められるものに対しては減免できる場合があります。詳しくは、それぞれの申請先にお尋ねください。
- (2) 提出期限については、場合により異なります。その都度申請先にお問い合わせください。
- (3) 住所・氏名の変更、死亡等、障害者の方に異動があった場合は、必ずそれぞれの申請先で手続きしてください。

6 1 公的賃貸住宅への優先入居や家賃減額

担当：建築課

市営住宅、県営住宅等の公的賃貸住宅では、家賃の減額や、一般世帯よりも優先して入居できるように当選の確率を上げる等の優遇措置が受けられる場合があります。また、障害者向けに特別に設計された住宅がある場合もあります。詳しくは各公的賃貸住宅の管理者にお尋ねください。

1 対象者

身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方等

2 問い合わせ先

- (1) 碧南市営住宅
碧南市役所 建築課
- (2) 愛知県営住宅
 - ア 愛知県住宅供給公社（県営住宅テレホンサービス）
電話 052-971-4118
 - イ 三河住宅管理事務所 知立支所
電話 0566-84-5677

62 保育園・こども園保育料（利用料）等 担当：保育課

保育園・こども園に通園する児童で同一世帯に障害者等がいる場合は、保育料（利用料）ならびに給食費の軽減を受けられる場合があります。

なお、世帯の状況、収入状況等により該当にならない場合があります。

1 対象者

次の対象者が通園の児童と同一世帯にいる場合で、一定の収入未満の世帯

- (1) 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方
- (2) 特別児童扶養手当を受けている児童
- (3) 国民年金の障害基礎年金等を受けている方

2 申請に必要なもの・申請の流れ

内容により異なりますので、保育課で確認してください。

63 明石公園使用料（利用料） 担当：都市整備課

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかをお持ちの方は、介添者1名（高校生以上）の方が大型遊具と一緒に乗車する場合、利用料（本人と介添者1名）が免除されます。

1 対象者

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかの交付を受けている者及びその介添者（高校生以上の方1人に限る。）

2 申請に必要なもの・申請の流れ

対象者本人が手帳を持参のうえ、明石公園へお越しいただき、遊具担当者に手帳を提示してください。

64 電話番号案内の無料扱い（ふれあい案内）

担当：NTT西

電話番号案内の利用料金が無料になります。

1 対象者

- (1) 身体障害者手帳をお持ちで、視覚障害1級から6級までの方、肢体不自由（上肢、体幹及び乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害）1級又は2級の方、聴覚障害2級、3級、4級、6級の方、音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害3級又は4級の方
- (2) 療育手帳をお持ちの方
- (3) 精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方

2 登録方法・問い合わせ先

- (1) NTT西日本への事前登録が必要です。申込書を取り寄せ、NTT西日本へ登録してください。
- (2) 西日本電信電話株式会社（NTT西日本）
電話 0120-104-174 FAX 0120-104-134
<https://www.ntt-west.co.jp/info/support/oshirase20200930.html>



3 利用方法

FAX（0120-000-104）、電話（104）により番号案内をご利用いただけます。「ふれあい案内」とお申し出頂き、登録番号と暗証番号をお伝えください。

65 交通機関・施設等の割引

鉄道・バス・航空機等の交通機関を利用する場合や博物館等の施設を利用する場合、障害の種別や程度によっては割引が受けられる場合があります。

割引方法等は、各公共交通機関や施設によって取扱が異なります。事前に確認の上、ご利用ください。

66 有料道路における障害者割引制度

担当：福祉課

障害者の方が有料道路を通行する場合、料金が割引になる制度です。利用する前に、申請を行い、証明を受ける必要があります。

1 対象者

- (1) 障害者ご本人が運転される場合
身体障害者手帳をお持ちの方
- (2) 障害者ご本人が運転されるか介助者が運転され、ご本人が乗車される場合
身体障害者手帳又は療育手帳をお持ちで、手帳記載の「旅客鉄道株式会社運賃減額」の欄が「第1種」の方

2 申請に必要なもの

- (1) 身体障害者手帳又は療育手帳（両方お持ちの場合は両方）
- (2) 運転免許証又は免許情報が記録されたマイナンバーカード（第2種の方のみ）
※マイナンバーカードを提示される際はマイナポータルで読み取った画面を提示していただくか、福祉課内のパソコンで読み取りを行います。暗証番号をご準備ください。

【車両を事前に登録される場合】※ETCを利用する場合は車両登録が必要です。

- (3) 車検証（個人名義で親族が所有している事等、対象自動車に要件あり）
- (4) 割賦契約書又はリース契約書（対象の方のみ）

【ETCを利用して割引を受ける場合は上記の他に以下の書類が必要です。】

- (5) ETCカード（障害者本人名義のもの。20歳未満の方は、親権者又は後見人名義でも可）
- (6) ETC車載器の管理番号が確認できるもの（セットアップ証明書等）

3 申請の流れ

- (1) 上記の「申請に必要なもの」をそろえて、市役所で申請してください。
- (2) 審査のうえ、割引対象になると認められた場合は、障害者手帳に「有料道路割引」を証明するシールを貼付します。
- (3) ETCを利用して割引を受ける場合は、「ETC利用申請証明書」を交付します。
有料道路事業者へ登録申込をすると、ETCでの利用が可能となる日の通知が届きます。（それまでは、手帳の提示により割引を受けてください。）
- (4) 料金所で障害者手帳を提示し、料金を支払います。ETCを利用して割引を受ける場合は、ETCレーンを通行します。

4 その他

- (1) 割引の有効期限は最大2年間です。有効期限の2ヶ月前から更新手続きができます。更新の際も「申請に必要なもの」は同じです。
- (2) ETCを利用した割引の場合は、事業者へ書類を送るため、切手が必要です。
- (3) オンラインでの申請も可能です。詳細は以下の申請受付サイトをご確認ください。

URL <https://www.expressway-discount.jp>

※オンライン申請には「マイナポータル」への登録が必要となります。

※オンライン申請はETC利用登録される方のみが対象となります。



67 NHKテレビ受信料の減免

担当：福祉課

障害のある方を対象とした、NHK放送受信料の減免制度があります。

1 対象者

	半額免除 障害者の方が世帯主 (NHKの契約者)の場合	全額免除 障害者の方を世帯構成員 に有する場合
身体障害者	(1) 視覚・聴覚障害者 (2) 重度(身体障害者手帳1級・2級)	世帯構成員全員が市民税非課税
知的障害者	重度(療育手帳A判定)	
精神障害者	重度(精神障害者保健福祉手帳1級)	

2 問い合わせ先

- (1) 碧南市役所 福祉課
- (2) NHK名古屋放送局 視聴者リレーションセンター
〒461-8725 名古屋市東区東桜一丁目13番3号
電話 052-952-7268

3 申請に必要なもの

- (1) 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者手帳
- (2) 印鑑
- (3) 所得状況が確認できるもの(課税証明等、転入者のみ必要)

4 申請の流れ

- (1) 上記の「申請に必要なもの」をそろえて、市役所で申請してください。
- (2) 審査のうえ、要件に該当する場合は、証明書をお渡しします。
- (3) 証明書をNHKに郵送し、承認されると減免が開始されます。

5 その他

- (1) 減免事由に該当しなくなった場合は、NHKに届け出る必要があります。
- (2) 減免事由に該当するかどうか、毎年NHKより確認調査があります。
- (3) 生活保護を受給中の方は、別途地区担当の福祉課職員にお問合せください。
- (4) 半額免除申請についてはオンラインでも可能です。詳しくは以下のサイトをご覧ください。(オンライン申請には「マイナポータル」への登録が必要となります。)

https://www.nhk-cs.jp/jushinryo/exemption_list.html?header=S1

